

放射線専門部会の設置について

平成13年7月3日

原子力委員会決定

1. 目的

放射線利用は、医療、工業、農業、食品、環境保全等の分野において、国民生活の向上に資するものであり、利用の推進に当たっては、放射線の生体影響や放射線防護に関する研究を推進することが重要である。「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）においては、こうした点を踏まえて、放射線利用をエネルギー利用と並ぶ原子力開発利用の柱の一つと位置付けている。

したがって、放射線利用の推進について必要な調査審議を行うため、「放射線専門部会」を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 放射線利用の高度化及び拡大を図るための研究開発の進め方
- (2) 放射線利用推進を図るための研究開発体制の整備の進め方
- (3) 放射線利用推進を図るための普及方策の進め方
- (4) その他

3. 構成

別途定めることとする。